

令和元年 12 月 27 日

神奈川県知事
黒 岩 祐 治 様

社会福祉法人かながわ共同会
理事長 草 光 純 二

令和元年 12 月 5 日の知事のご発言について

貴職は、令和元年 12 月 5 日の神奈川県議会本会議において、当法人の支援が不適切であったことなどを理由として、津久井やまゆり園の 2 つの新施設の指定管理者を公募で選定する方針に変更し、当法人に指定管理期間の短縮の協議を申し入れる旨、発言されました。さらに、貴職は、「津久井やまゆり園事件の裁判が始まると、津久井やまゆり園の良くない情報が次々と出てくる。」と繰り返し発言されています。

当法人としては、何ら事前の調整がないまま、また、何ら具体的な事実を示すことなく従来の方針を変更し、指定管理者を公募とするものの政策決定をしたことは誠に遺憾であり、このままの状況では協議に応諾することはできないと考えております。

さらに、今回の貴職の一連の発言は、津久井やまゆり園のご利用者や県民に対し、当法人があたかも人権を尊重せず、利用者中心の支援を行っていないかのような誤解を与えるものです。

つきましては、県との協議を始めるにあたり、当法人として貴職の発言内容についての事実関係や貴職が政策判断した理由等について確認したい所存ですので、別紙「質問書」記載の各質問事項に対し、令和 2 年 1 月 21 日までにご回答いただけますようお願い申し上げます。

事務担当は、
法人事務局長 樋川
電話 (046) 265-0031

質 問 書

- 1 今回の協議は、「津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。) 第73条の規定に基づいて行われると承知しております。この規定では、「管理業務の前提条件や内容が変更したとき、(略) 協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。」と定めています。
今回、ここでいう前提条件や内容について、何が変更したのかを具体的に明らかにしてください。

- 2 通常、利用者からの苦情・意見等については、基本協定第54条乃至第61条の規定により、随時モニタリングを行い、その結果に基づいて事業計画等の改善を協議し、更に改善勧告、改善の指示、指定の取消し等へ進む流れとなっています。
今回の知事発言は、こうした手続きを経ることなく、基本協定第73条の規定によりいきなり協議を求めています。その理由を明らかにしてください。

- 3 知事は、「津久井やまゆり園事件の裁判が始まると、津久井やまゆり園の良くない情報が次々と出てくる。」と繰り返し発言されています。
いかなる根拠でそうした発言をするのか、根拠を明確かつ具体的にお示してください。

- 4 知事が言う「かつての津久井やまゆり園の利用者支援の問題点」について、知事は元利用者のご家族の話とテレビ報道以外に、どのような方法で事実を確認したのかを明らかにしてください。
また、「長時間の拘束」は平成28年4月時点のことと知事もご承知のとおりですが、津久井やまゆり園では、それを良しとするのではなく、その後、拘束解除に向けて取り組み、平成30年4月には拘束ゼロを達成しました。このことは、県職員と津久井やまゆり園職員による検討会で報告書を取りまとめ、同年12月に当法人の理事長が直接知事に報告しております。
この事案を改めて今回の発言で取り上げた理由を明らかにしてください。

- 5 知事は、折に触れて意思決定支援の重要性に言及しています。
しかし、今回の方針変更は、ご利用者はもとよりそのご家族の意思を聞くこともなく、知事が「利用者のため」と称して独断で政策決定したものです。さらに、この方針変更は「利用者の目線に立った」ものでないことは、12月14日のご利用者・ご家族、職員への説明会で明らかになっています。
意思決定支援を無視し、「利用者の目線」に立っていない方針変更を、独断で「利用者のために」決定したことについて、知事の見解を明らかにしてください。

6 知事が数名の元利用者のご家族のみの話を信じ、百数十名の現ご利用者及びご家族の意見を聞かずに方針変更を決断したのか、その理由を明らかにしてください。

7 知事は、12月14日の説明会で「やまゆり園のみんなと一緒にいたい。職員もみんな、利用者もみんな一緒がいい。」というご利用者の意見に対して「あなたのお気持ちは実現するようにします。大丈夫です。」と発言しています。併せて、職員に対しては「働く場が奪われることは絶対にさせない。働ける場を用意するために全力を尽くしたい。」と発言し、同月26日の津久井やまゆり園職員との対話では、「新しく公募する中で、現場で働いている方を優先的に採用するという条件を入れる」という事例があると話されたことと承知しています。

もし津久井やまゆり園の職員が引き続き共同会での勤務を希望し、新たに指定管理者となる他法人に就職しない場合、現在のご利用者の支援にあたることはできません。このように、将来的に不確実と思われることによりご利用者に対して「大丈夫」と言ったことの根拠を明らかにしてください。

8 知事は、12月16日の定例記者会見で、テレビ報道以前に「てらん広場」の現場を見ていた、と発言されました。それは「黒岩日記」に平成29年10月3日と記載されています。

この時点で、知事が名前を挙げた3名の元ご利用者はまだ津久井やまゆり園におり、てらん広場には移行しておりませんでした。従って、知事が言う「感動的なシーン」はテレビ報道で初めて見たということになると思われます。

3名の元ご利用者が「てらん広場」に移行してから12月5日のご発言の前に、「てらん広場」を視察し、実際に元ご利用者が「その人らしく生活する姿」を見たことがあるかを明らかにしてください。

9 愛名やまゆり園元園長の不祥事は、法人の理事・園長としてあってはならないことであり、法人として道義的責任を重く受け止め、これまでご利用者・ご家族をはじめ行政、関係団体等にお詫びしてまいりました。

知事は、この不祥事を方針変更の理由の一つに挙げていますが、業務外のプライベートな不祥事による法人の道義的責任として、津久井やまゆり園の指定管理期間の短縮を求めることの制度的・法的根拠を明らかにしてください。

併せて、この不祥事によって、津久井やまゆり園の利用者数が減少したり、サービスの内容が低下したり、職員が法人を退職したりするなど、津久井やまゆり園の運営に具体的な支障が生じていると知事が判断しているのであれば、その支障の具体的な内容を明らかにしてください。

なお、当法人の顧問弁護士からは、知事の発言が事実に基づかないものであれば、当法人の社会的評価を低下させるものとして、民事上の名誉棄損に該当する可能性があるとのアドバイスを受けております。